

有害物質から子供を守る秋田・宮城ネットワーク

会報 No. 2 2018/12/20

(この会は平成31年1月1日に正式発足します。そのため平成30年度の会費は不要です。)

<今回のテーマは PFOS、 PFOA>

平成30年11月3日、秋田県教組主催の「第23回秋田県母と女性教職員の会」の第8分科会で松井和枝さんが「河川や上水道は本当に大丈夫なのか」という話題提供をしました。消火器に使われている物質が流れ出たという事件を問題にした発表でした。

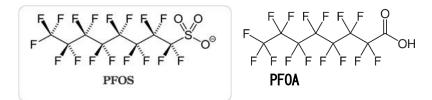
「秋田さきがけ」2018年4月4日の記事の要約です。

3月27日午後6時半ごろ、秋田市河辺豊成の<u>岩見川に泡が流れている</u>と、市消防本部を通じ国土交通省秋田河川国道事務所に連絡があった。川を管理する県秋田地域振興局が調べたところ、川への流出は確認されなかったが、豊成橋から北約400メートルの県道上に、約30メートルにわたり白い泡の塊が付着していたほか、近くの排水路にも浮いていた。…岩見川周辺の用水路に消火剤とみられる白い泡が流出した問題で、用水路の水が使えないためコメの作付けが影響を受ける恐れが出ている。…近隣の農家は「間もなく農作業が始まる。いつになれば水が使えるのか」と不安を口にする。泡は先月27日、近くの自動車解体会社敷地から、仁井田堰土地改良区が管理する用水路に流出したのが確認された。市は用水路のゲートを閉めて水の流れを止め、ポンプ車による排水作業を解体会社と進めている。…泡は廃車となった消防車両のタンク内の液体を解体会社の従業員が水と勘違いして敷地内に廃棄して流出した。…

これとおそらく同じ河川汚染事件が沖縄で起こりました。朝日新聞デジタル 2018.11.24 「沖縄の基地近くで水質汚染 米軍は調査応じず、原因不明」

沖縄県の米軍基地周辺の河川や浄水場など計 15 地点で、発がん性が疑われている有機フッ素 化合物が高濃度で検出された。県は基地内に汚染源があるとみて立ち入り調査を求めているが、 米軍は応じず、原因は不明のままだ。基地の管理権は米側にあると定めた日米地位協定が壁にな っている。化合物は、ペ<u>ルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)</u>や、似た構造のペルフルオ ロオクタン酸(PFOA)。このうちPFOSは、国内では2010年から半導体製造などの用途を 除いて輸入や製造、使用が制限され、今年4月以降は原則禁止となった。国内での水道水の水質 基準はないが、米国環境保護局は16年、PFOSとPFOAの合計で1リットルあたり70ナ ノグラム(ナノは10億分の1)と設定。この基準の水を1日2リットル、70年間飲み続けて も影響がない値とされる。沖縄県は13~18年度に、地点ごとに回数は異なるが、県内計55地点 の河川や浄水場などを調査。基地周辺の 15 地点で 70 ナノグラムを超えた。一方、名護市や那覇 空港(那覇市)周辺などの 40 地点は 70 ナノグラム以下だった。15 地点の内訳をみると、米軍嘉 手納基地(嘉手納町など)周辺は6地点。基地内を通る大工廻(だくじゃく)川は最大 1379 ナノ グラムで、合流先の比謝(ひじゃ)川から取水する北谷浄水場(北谷町)でも15年度に最大 120 ナノグラムを検出した。米軍普天間飛行場(宜野湾市)周辺では、農業用水として使うわき水な ど9地点で最大 1300 ナノグラムを検出。22日には、今夏の調査で 2000 ナノグラムの地点があ ったと公表された。県は両基地周辺での検出値が高かったことから、両基地内に汚染源があると 判断。16年1月、防衛省沖縄防衛局を通じて、米軍に基地内の立ち入り調査を要請したが「自 ら調査する」と拒否された。沖縄防衛局も17年度に調査を計画したが、米側の許可を得られな かった。PFOSとPFOAは泡消火剤などに使われている。県によると、米軍は16年7月、

嘉手納基地内で94年以降に4件の火災で泡消火剤を使った可能性があり、01年以降に9件の 漏出があったと説明している。



く参考>

・PFOS は完全フッ素化された直鎖アルキル基 8 個(octo)を有するスルホン酸で上記左のような化学構造をしています。直鎖アルキルスルホン酸はいわゆる LAS で、合成洗剤です。これをフッ素化したもので「フッ素化合成洗剤」と言えるでしょう。以下、PFOS で検索した情報です。

「従来、フロンに代表される揮発性フッ素化合物に関しては膨大な数の研究がなされてきたが、 半揮発性の残留性有機フッ素化合物に関する研究は現在まで皆無に近い。その盲点をついて 1999 年に、国際的事件となったのが、いわゆる PFOS (perfluorooctane sulfonate、パーフルオロオク タンスルホン酸塩) 関連物質である。 PFOS はフッ素を含んだ薬品であり、これからフッ素系のコーティング剤・界面活性剤・難燃剤等の関連化合物が合成され、多用途に莫大な量が使用されている。しかし、 PFOS 関連物質が強い毒性を有し、全地球規模で野生動物や労働者の体内に高濃度に残留している事が明らかになったため「21 世紀の PCB」として国際的に大きな注目を集め、環境汚染・人体暴露状況の解明が急務となっている。…(佐藤 至ら、第33回日本トキシコロジー学会 2006/06)」

日本では、2008 年 11 月 21 日の PRTR 法(化学物質排出把握管理促進法)施行令改正で、第一種 指定化学物質になり、2009 年度以降の排出移動量の届出が義務付けられた。

2009 年 5 月 4 日から 8 日までジュネーブにおいて、ストックホルム条約 (POPs 条約) の第 4 回締約国会議 (COP4) が開催され、PFOS を含む 9 種類の物質が同条約の附属書 B に追加されることが決定された。

2010 年 4 月 1 日の**化審法**(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律:人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止することを目的とする法律)の改正で PFOS などが<u>第一種特定化学物質に指定</u>され、製造と輸入を許可制にし、事実上禁止した。

PFOS 含有消火剤の規制については、消防用設備等で貯蔵し、火災の際に使用することは認められ、2010年3月31日以前に製造した PFOS 含有泡消火薬剤を販売、購入し、火災時に使用することは認められました。

2010 年 10 月 1 日 から、PFOS を含有する液状または固形状の廃棄物(PFOS 含有消火薬剤、同消火剤水溶液、それらを含むウエス等の汚染物など)は、PFOS 含有廃棄物として、環境省が策定した技術的留意事項に従い適正に処理することが求められるとされました。

注)ストックホルム条約(Stockholm Convention on Persistent Organic Pollutants)とは、早急な対応が必要と思われる残留性有機汚染物質(POPs)の減少を目的として、それらの指定物質の製造・使用・輸出入の禁止または制限をする条約。

・感想:マウスおよびラットに対する致死量は約500 mg/kg なので急性毒性はそれほど強くはないものの、肝障害や発癌性などが指摘されており、未だ十分な情報が得られていないようです。残留性が非常に高いので、秋田市の例では、地域の農作物の含有濃度を調べる必要があると考えます。ちなみに家庭用、業務用の消火器の成分は「粉末(ABC)」と記載されており、有機フッ素化合物ではありませんでした。 (文責:加藤純二)